

令和 2 年 10 月 21 日

厚生労働省「第 4 回健康・医療・介護情報利活用検討会、第 3 回  
医療等情報利活用WG 及び第 2 回健診等情報利活用WG」資料 6

# 自身の保健医療情報を活用できる 仕組みの拡大について

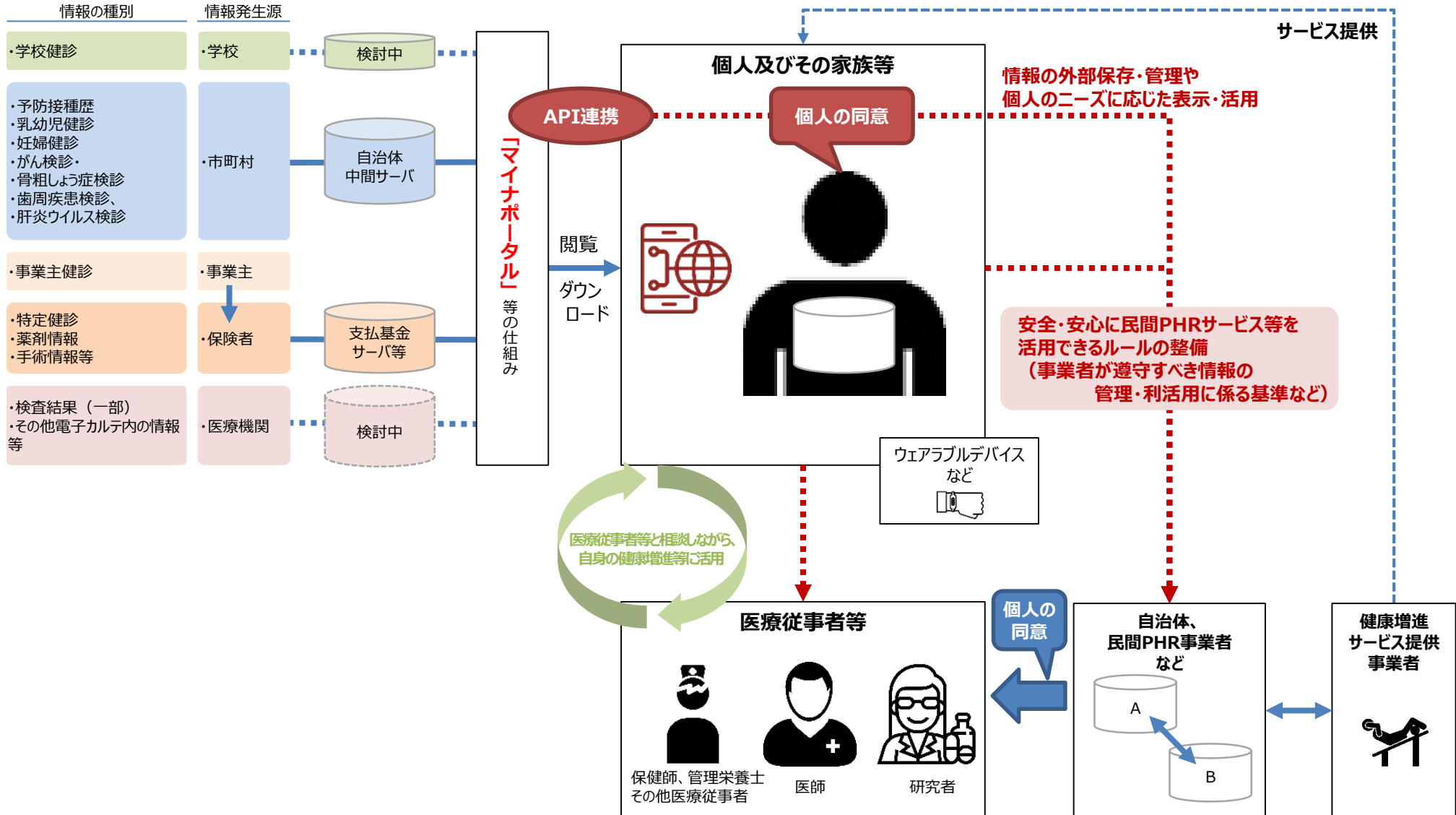
令和 2 年 1 0 月 2 9 日

# PHRの全体像

## 保健医療情報

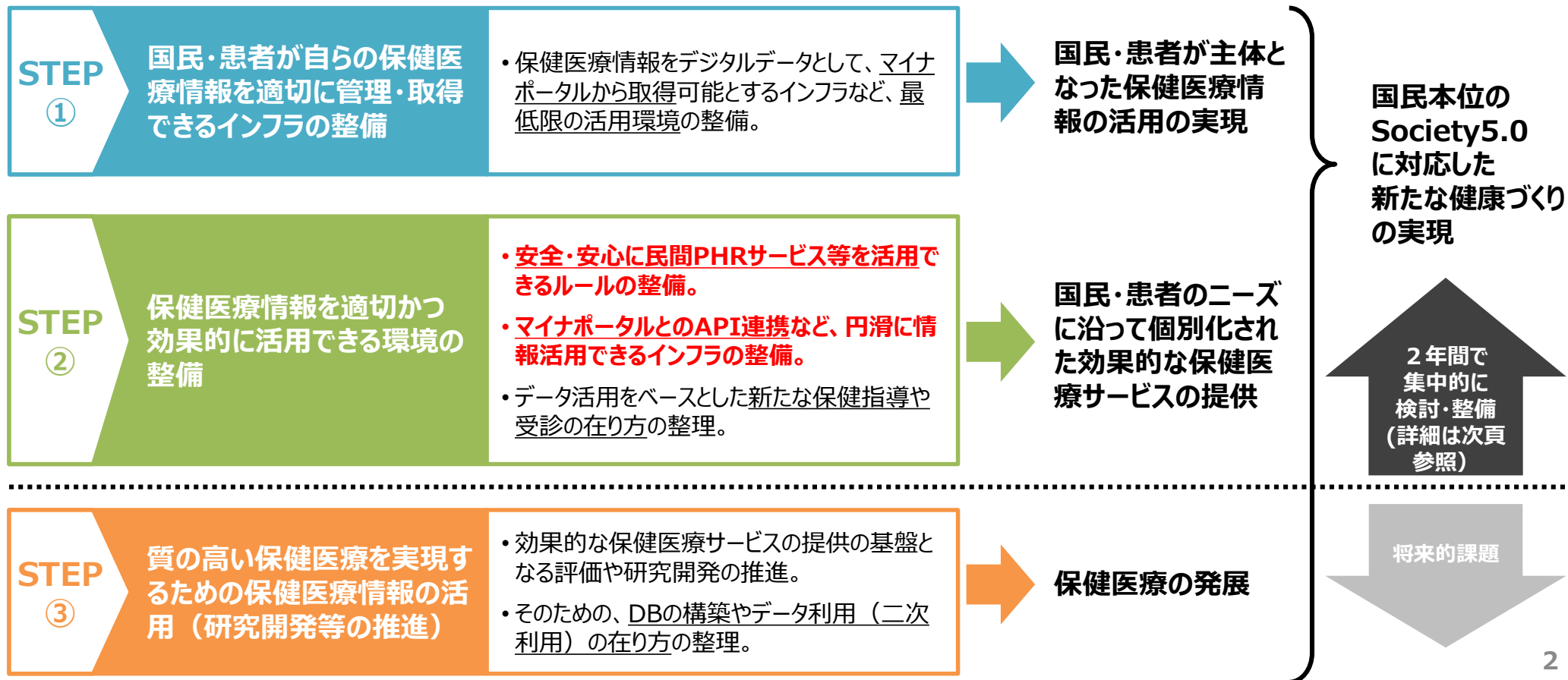
## 個人による閲覧 (PHR)

## 情報の利活用



# PHRの目指すべき姿

- 今後、保健医療分野では、予防・健康増進の重要性が高まるとともに、個別化されたより効果的な介入等への期待が高まっている。
- そのためには、保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備することが必要。具体的には、
  - ① 国民・患者が自らの保健医療情報を適切に管理・取得できるインフラの整備
  - ② 保健医療情報を適切かつ効果的に活用できる環境の整備
  - ③ 質の高い保健医療を実現するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）を目指し、取組を進めていくことが必要。



# PHRの更なる利活用について(民間PHR事業者との連携等)

- 国民が効果的に**保健医療情報を活用できる環境を整備**するためには、**公的に最低限の利用環境を整備する**とともに、**民間PHR事業者の活力**を用いることが必要不可欠。
  - **個人が取得した保健医療情報を自身で適切に管理**できるようにする。  
⇒ 相互運用性、情報流出・二次利用対策など
  - 個人のニーズに応じて、**保健医療情報を安全・安心かつ効果的に利活用**できるようにする。  
⇒ 民間サービスとの連携、医療機関等への提示など
  - **将来的に**、保健医療の発展（サービスの質の向上）に向けて、**適切に研究開発等へ活用**できるようにする。

実現に向けて以下の整備が必要

## 安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備

- 国民が安心して民間PHRサービスを活用するには、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ、利用目的、同意取得、相互運用性など）を整理することが必要。

### マイナポータルとのAPI連携

- 個人が、データファイルをダウンロードして、事業者にデータファイルを提供する等の手間等をなくすために、API連携が必要。

#### (課題)

- ✓ (マイナポータルAPI連携に求める基準の整理を含む) 適切なルールの整備。
- ✓ (マイナポータルAPI連携に係るものを含む) ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み。
- ✓ サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制。

## (想定される検討事項)

- 情報セキュリティ対策
- 利用目的に応じた適切な取扱い
  - ✓ 適切な利用目的と同意・取得方法
  - ✓ データ消去
- 情報の保存・管理、相互運用性の確保
  - ✓ 保存義務
  - ✓ 相互運用性
- その他（要件遵守の担保方法など）

※ 今回の検討の主たる対象については、マイナポータルの「自己情報取得API」等を活用して取得される情報など、国民自身が自らの健康管理に積極的に活用することを想定して提供されるものを想定。

※ 医療機関等が保有する情報については、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等が既に存在しており、これらに基づき適切な対応が必要。